

小田原市立病院診療材料物流管理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、小田原市立病院における診療材料等の発注、在庫管理等を一元化し、診療材料の院内在庫数の適正化及び購入価格の低減による経費の削減を図るとともに、医療従事者の本来業務を充実させ、病院経営の改善に資することを目的とするものである。

本業務を委託し、その目的を実現し得る専門的な知識と経験を有する優秀な事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 小田原市立病院診療材料物流管理業務
- (2) 業務期間 令和2年10月1日から令和5年9月30日まで
- (3) 業務場所 小田原市立病院(小田原市久野46番地)
- (4) 業務内容 小田原市立病院診療材料物流管理業務委託仕様書(案)のとおり
- (5) 施設概要
 - ア 病床 417床
 - イ 診療科目 26診療科目
 - ウ 手術室 8室

3 提案価格上限額

業務期間(3年間)総額 74,844千円(年額 24,948千円)

なお、上記の金額には消費税及び地方消費税(10%)を含むものとする。

4 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、令和2年6月2日現在において、次に掲げる要件を全て満たしている者であって、当該業務を契約期間満了まで完遂できる者とする。

- (1) 「かながわ電子入札共同システム」において、令和元・2年度競争入札参加者名簿の「一般委託」に申請及び登録をしていること。
- (2) 平成27年度以降に、許可病床数400床以上の病院において、2年以上継続して診療材料物流管理業務委託の受託実績を有していること。
- (3) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 小田原市暴力団排除条例第2条第2号、第3号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (7) 国税、地方税に滞納がないこと。

5 プロポーザル実施スケジュール

	内 容	日 時
1	告示日	令和2年6月2日(火)
2	実施要領の配布	令和2年6月2日(火)から
3	現地見学会(希望者のみ)	令和2年6月8日(月)午前 11 時から
4	質疑書の受付期限	令和2年6月 10 日(水)
5	質疑書への回答	令和2年6月 12 日(金)
6	参加申込書等の提出期限	令和2年6月 15 日(月)
7	業務提案書及び参考見積書の提出期間	令和2年6月 16 日(火)から 令和2年7月7日(火)まで (土日、祝日除く午前9時から午後5時まで)
8	プレゼンテーション及びヒアリング・審査(非公開)	令和2年7月9日(木)
9	審査結果通知の送付・公表	令和2年7月 13 日(月)
10	契約の締結	令和2年7月中旬予定

※プレゼンテーションの実施日が変更になった場合は、審査結果通知日、契約日等も変更(後日)になる場合あり。

6 参加申込書等の手続について

(1) 実施要領等の配布期間及び配布方法

ア 配布期間 令和2年6月2日(火)から

イ 配布方法

小田原市ホームページに掲載するので必要に応じてダウンロードし、使用すること。

ウ 配布資料

(ア)小田原市立病院診療材料物流管理業務委託公募型プロポーザル実施要領

(イ)プロポーザル様式集1～7

(ウ)小田原市立病院診療材料物流管理業務委託仕様書(案)

(2) 提出書類

番号	区分	提出書類
1	誓約書	誓約書【様式1】
2	参加申込書	参加申込書【様式2】
3	参加事業者の概要等	企業概要【様式3】 所在地、代表者職氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧、 診療材料物流管理業務受託実績等 ※上記を含んだ既存のパンフレット等がある場合は添付すること。

4	業務実績	<p>業務実績【様式4】</p> <p>平成27年度以降に、許可病棟数400床以上の病院において、2年以上継続して受託した、診療材料物流管理業務委託の業務実績</p> <p>○件名、委託期間、委託者名、委託者所在、委託者病床数、その他特記事項等</p>
5	その他審査資格書類	<p>1.印鑑証明書</p> <p>2.商業登記簿謄本の写し(写し可)</p> <p>3.納税証明書(写し可)</p> <p>※納期限が到来した国税、地方税等を納付していることが確認できる書類(直近1年)</p> <p>4.有価証券報告書及び四半期報告書(写し可)</p> <p>5.業務実績【様式4】が確認できる契約書等の写し及び業務の内容が分かる仕様書等の写し</p> <p>※1.から 4.については、参加申込書の提出の日の前3か月以内に発行されたもの</p>

(3) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和2年6月15日(月)

イ 提出場所

〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課 用度施設係

(4) 提出方法 次のいずれかによる。

ア 持参

土、日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分までの間、提出場所において受け取る。

イ 郵送

(ア) 特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る。

(イ) 令和2年6月15日(月)必着とする。

(5) 提出部数

各1部

※ 提出の際は、フラットファイルA4縦に綴じること。

(6) 参加資格審査結果通知書の送付

参加申込書等提出書類の内容について、書類審査を行い、参加資格確認等終了後、参加資格審査結果通知書を送付し、業務提案書作成の要請を行う。この場合において参加資格を満たさないと判断された事業者は、通知を発送した日の翌日から起算して7日以内に経営管理課用度施設係へ説明を求めることができる。

7 現地見学会

現地見学会を希望される場合(但し1社最大2名まで)は、次の事項に留意すること。

- (1) 令和2年6月8日(月)午前11時から現地見学会を実施するので、参加される場合には事前に8(3)の事務局まで電話にて連絡をすること。
- (2) 現地見学会において、いずれも質疑には応答しないので、質疑があるときは、8の質疑書に記載して提出すること。

8 質疑書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑書の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出様式 質疑書【様式5】
- (2) 提出期限 令和2年6月10日(水)午後5時00分
- (3) 提出先
小田原市立病院 経営管理課 用度施設係
FAX 0465-34-3179
電話 0465-34-3175
- (4) 提出方法
ア 電子メールの利用による電子データの送付による。
※ 電子メール送信後、事務局へ到着連絡をすること。
- (5) 回答方法 令和2年6月12日(金)から小田原市ホームページにて回答を公開する。
- (6) その他 審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

9 業務提案書等の提出

本要項「6 参加申込書等の手続について」により参加申込書を提出した事業者は、次のとおり業務提案書及び業務提案見積書を提出しなければならない。

- (1) 提出書類及び提出部数
ア 業務提案書【様式6】(表紙) 正本1部、副本7部
イ 提案価格見積書【様式7】 正本1部、副本7部
- (2) 提出期限 令和2年7月7日(火)
- (3) 提出場所
〒250-8558 小田原市久野46番地
小田原市立病院 経営管理課 用度施設係
- (4) 提出方法 次のいずれかに限る。
ア 持参
土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分までの間、提出場所において受け付ける。
イ 郵送
(ア) 特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る。
(イ) 令和2年7月7日(水)必着とする。
- (5) その他
ア 業務提案書(以下「提案書」という。)の提出は、1参加事業者につき1案とする。
イ 提案書の様式は、原則A4サイズで左綴りとする。A4サイズ以上の場合、A4サイズに折りたたんで提出すること。

- ウ 提案書は具体的で簡潔な表現を用い、本要領「11 事業者の選定(2)審査項目」に規定する内容について漏れなく記載すること。なお、評価項目4、5については改善効果額(見込み可)を明記すること。
- エ 提案価格見積書に記載する提案価格は、消費税及び地方消費税を10%として算定した金額を含むものとし、提案価格上限額を超えないものとする。
- オ 提出期限後における提案書及び関係書類の修正や差し替えは認めない。
- カ 提出された書類は返却しない。
- キ 提出期限までに提案書及び提案価格見積書が提出されなかったときは、本プロポーザルの参加を辞退したものとみなす。

10 プレゼンテーション

- (1) 実施予定日 令和2年7月9日(木)

※状況等により、実施日が変更(後日)になる場合あり。

- (2) 実施場所 小田原市立病院 本館会議室

- (3) 実施手順

ア 参加事業者に対し、改めてプレゼンテーションのスケジュールを通知する。

イ 出席者は3名までとする。

ウ プレゼンテーションに要する時間は、1件当たり20分程度とし、次のとおり配分する。

(ア) 機器設置等準備及び提案説明 15分

(イ) 質疑応答 5分

- (4) その他

ア プロジェクタは実施場所に設置してあるものを使用することは可能だが、別に用意しても構わない。また、その他必要な機材等は参加事業者が用意する。

イ 提案説明は提案書の内容について行い、追加資料等の配付は認めない。ただし、プレゼンテーションソフト等を使用して提案説明を行うときに使用する電子データをあらかじめ出力したものは、この限りでない。

11 事業者の選定

(1) 審査委員会

小田原市立病院職員で構成する小田原市立病院診療材料物流管理業務委託プロポーザル審査委員会において選定する。

(2) 審査項目

評価項目		評価基準
1	業務実績	当院と同規模病院での診療材料物流管理業務の受託実績は十分か
2	業務体制	業務責任者等の従事者の信頼性は感じられるか
		従事者の体制及び配置は整っているか
		企業全体での支援体制は確立されているか
		緊急時及び災害時の対応は整備されているか
3	業務実施方法の有効性	準備スケジュール及び実施内容は適切で無理がないか
		仕様書に示された業務目的に沿っているか
		効率的かつ効果的な運用体制及び手法を具体的に提案しているか
4	経営改善への貢献	過剰在庫や不動在庫の解消対策が取られているか
		診療材料費のコスト削減の工夫がなされているか
		その他の経営改善に資する提案がなされているか
		※診療材料の一括調達等の提案による経営改善も対象とする。
5	業務改善への貢献	事務の軽減及び合理化にどのような効果が期待されるか
		その他の業務改善に資する提案がなされているか
		※診療材料の一括調達等の提案による経営改善も対象とする。
6	提案価格	経費が抑制されるよう努めているか

12 審査結果の通知

ア 審査結果は、全てのプレゼンテーション参加事業者に対し、プロポーザル審査結果通知書を送付する。

また、小田原市のホームページに掲載する。

イ 前項アの通知は、令和2年7月13日(月)に発送する。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

エ 選定業者への契約に関する手続きについては別途通知する。

13 契約の締結

審査の結果、優先交渉事業者との協議を行い、仕様書を調整(診療材料の一括調達等による受託者利益等含む。)のうえ契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当した場合、第2位以下の優先交渉事業者から順に繰り上げて、新たな優先交渉事業者とする。

(1) 4に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき。

(2) 契約の交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が辞退したとき。

(3) 参加書類、業務提案書等に虚偽の記載を行ったことが判明したとき。

(4) その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。

14 その他

- (1) 参加に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された資料及びその複製は、本プロポーザルの選考以外に参加事業者が無断で使用しないものとする。
- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例(平成14年小田原市条例第32号)の規定に基づき公開する場合がある。
- (4) 提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 当院が提供する資料は、参加に係る検討以外での目的で使用できない。また、参加事業者は、参加に当たって知り得た情報を当院の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ当院が変更を認めたときはこの限りではない。
- (7) 参加事業者は、1つの提案しか行うことができない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加事業者は失格とする。
- (9) 4の要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された業務提案書等は無効となる。
- (10) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、当院と協議の上、変更できるものとする。

15 問い合わせ先

〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課 用度施設係 石井・竹田

電話 0465-34-3175

FAX 0465-34-3179

電子メール ke-yodo@city.odawara.kanagawa.jp